

川西町農業委員会「農地等の利用の最適化推進に関する指針」

令和5年3月31日

川西町農業委員会

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置づけられた。これにより遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進を柱に据えて取り組んでいく必要がある。

川西町においても農業者の高齢化と後継者不足により離農が進んでいるため、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地集積を進めることで、遊休農地の発生防止に繋げる必要がある。

これらを踏まえた上で、法第7条第1項に基づき、農業委員が農地等の利用の最適化を進めることができるよう、川西町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立を図る」とされたことからそれに合わせて令和8年度を目標とし、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	194.73 ha	5.73 ha	2.94%
(平成31年3月)	215.11 ha	6.11 ha	2.84%

3年後の目標 (令和8年3月) (平成34年3月)	176.73ha 197.50ha	4.50ha 4.50ha	2.54% 2.28%
目標 (令和9年3月) (平成35年3月)	176.73ha 197.00ha	4.00ha 4.00ha	2.26% 2.03%

- ※ 1 管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積とする。
- ※ 2 遊休農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する総面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員及び事務局が連携し、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地台帳システム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

~~利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によ~~
~~って、B分類（再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に~~
~~応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。~~

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基
 づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」
 のとおりとする。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月) (平成31年3月)	194.73ha 215.11ha	31.46ha 22.73ha	16.64% 10.57%
3年後の目標 (令和8年3月) (平成34年3月)	176.73ha 197.50ha	40.00ha 25.50ha	22.63% 12.91%
目 標 (令和9年3月) (平成35年3月)	176.73ha 197.00ha	40.50ha 26.50ha	22.91% 13.45%

※ 1 管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条
 第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第
 1号の遊休農地の合計面積とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 農地中間管理機構との連携を強化し、農地の出し手や受け手の情報、遊休農地
 化する恐れのある農地情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業
 の活動により、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

イ 農地中間管理事業の積極的な周知に努める。

ウ 全国農地ナビによる農地情報の積極的な公表に努める。

エ 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農
 業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位
 置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能のある「人・
 農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） 新規参入者取得面積	新規参入者数（法人） 新規参入者取得面積
現 状 (令和5年3月) (平成31年3月)	0人 0人 (0ha)	0法人 0法人 (0ha)
3年後の目標 (令和8年3月) (平成32年3月)	2人 2人 (1ha)	1法人 1法人 (1ha)
目 標 (令和9年3月) (平成35年3月)	3人 3人 (2ha)	2法人 2法人 (2ha)

① 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

川西町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、川西町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力